〇〇課長・〇〇課長へ。

「9/6 修正文案メール」を読みましたが、私が批判指摘した①の部分は、承服できる範囲でしたが、他はまだかなり酷く、私が「重要点だ」と指摘した部分をあえて無視するような記述が多々あり、到底承服できません。

以下に「説明」部分と⑩の部分について、私の指摘と「9/6 修正文案」を併記して問題指摘をするので、誠実に修正して欲しい。

<「説明」部分>

【〇〇の指摘】

1: そもそも線維筋痛症においては、「1年半やそこらで改善されていない」事をもって その治療を「無意味」だと判定する事自体が間違いではないか? 「悪化しなかった」事を持って「効果がある(可能性がある)」と考えるべきではないか?

- 2:「門真市自身が2015年に針灸訪問治療を、いろんな検討の上で承認した事の重み」を全く考えずに、線維筋痛症に詳しくない医師の判断に即時に追随するおかしさ。
- 3:「市の 2015 年判断に逆行」し、かつ「患者への不利益変更」であるにも拘わらず、市 自身が主治医の意見や患者の意見を聞くことを全く考えずに、「主治医の意見につい の客観的記録を残す」事も全く考慮せず、

「主治医が属する〇〇区医師会の副会長に電話して伝達する」、

しかもそれは「主治医の意見をしっかり聞く」ものではなく、線維筋痛症に不案内な 嘱託医の一方的な「針灸訪問治療の停止判断」を一方的に「伝達する」だけのものと してあった。

- ▲当初のOO面談では「OO区医師会の会長」と言っていたのではないか? 「会長」なのか、「副会長」なのか?
- 4: 門真市嘱託医のOO医師は、「OO区医師会副会長が主治医のOO医師にちゃんと 話を伝えたかどうか」の確認すらせずに、「自分の判断が伝達されたはずだから」、 という、極めて無責任で権力主義的な姿勢で(=主治医の異論を聞いて考えてみよう と

する姿勢は皆無!)

市に対して「〇〇さんへの針灸訪問治療の停止」を指示した。

5:市はOO医師の、このいい加減な「指示」を受けて、「主治医も同意してくれました か」 とか、「副会長を通じた主治医との同意は取れましたか」、という「当然行なう べき確 認」を全くせずに、

▲そのような確認をする必要性自体、全く念頭に置かずに、安直にOO医師の指示に同調して、OOさんと鍼灸師さんに「訪問治療停止」を通告・指示した。

6:この通告・指示は、「訪問当日になって突然に電話で行なう」という、非礼で冷血な ものだった。

そこには「これによるストレスで病状悪化させてしまうのではないか」、という当然 持つべき医療的配慮が欠けるのみならず、社会一般の礼節や常識の感覚すら欠いていた。

7: さらにOOさんとの電話やり取りにおいては、「OO先生の同意も得ている」という、「全く虚偽の説明」まで行なった!!

この電話では「OO区の医師会の副会長(会長)」の存在は全く語られていない! 「OO区の医師会の副会長(会長)を通じて主治医に連絡を取った」という 「ストーリー」は爪のカケラほども語られていない!

なんというデタラメさだ!

8:「説明」末尾に

また、保護総務課より「はり・きゅう」の施術機関にも架電し、同様に説明した ところ、今後は「はり・きゅう治療」を取りやめるとの回答がありました。

とあるが、事実は、針灸治療機関が自主的に考えて「取りやめると回答した」ではなく、 あくまでも市が「針灸訪問治療の停止を決定した事を通知して従わせた」のであり、

「針灸治療機関が市の説明を受けて訪問取りやめを判断した」かのような誤魔化しは書くべきではない。

【保護課・保護総務課の 9/16 修正文】

「はり・きゅう」の往診治療について、平成 29 (2017) 年 6 月 14 日に嘱託医の意見として「1年半以上の往診治療において、病状が改善されていないこと及び近隣の医療機関へは、公共交通機関を利用して通院できていることから、施術費が高額となる往診での施術は認められない」との指摘があり、嘱託医が主治医所属の医師会副会長へ、直接架電して、主治医へ指摘内容の伝言を依頼しました。

同年6月28日に、主治医所属の医師会副会長から主治医へ連絡されているはずなので、中 止を連絡するように、嘱託医より保護総務課へ依頼があり、保護総務課より主治医へ架電 しました。

主治医へは、嘱託医の指摘を伝えるとともに、生活保護法の規定において、「はり・きゅうにあっては、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものを対象とするが、指定医療機関の医療の給付が行われている期間は、その疾病にかかる施術は、給付の対象とはならない」という旨を説明しました。

主治医からは線維筋痛症の治療について、はり・きゅうを併用する症例が多いが、生活保護制度や福祉事務所の決定にとやかく言うことはできないと回答があり、「はり・きゅう」治療を取りやめることとなりました。

また、保護総務課より「はり・きゅう」の施術機関にも架電の上、同様に説明し、今後は「はり・きゅう治療」を取りやめることとなりました。

本件におきましては、嘱託医の意見が出された時点で、当然に行うべき主治医との意見調整やOO様との調整を怠ったことなどから生起したものであり、OO様に多大なる心労をお掛けしたことにつきましてお詫び申し上げます。

今後は、二度とこのようなことが起きないよう課内での周知徹底に向け取り組んでまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

【改善されていない部分】

- ▲ 1: なぜ「門真市自身が 2015 年に針灸訪問治療を、いろんな検討の上で承認した事の重み」を書かないのか!?
 - ・・・・こういう無視は許せない。
- ▲ 2:「市の 2015 年判断に逆行」し、かつ「患者への不利益変更」であるにも拘わらず、 市自身が主治医の意見や患者の意見を聞くことを全く考えずに、

「主治医の意見についての客観的記録を残す」事も全く考慮せず、

「主治医が属する〇〇区医師会の副会長に電話して伝達する」、

しかもそれは「主治医の意見をしっかり聞く」ものではなく、線維筋痛症に不案内な 嘱託医の一方的な「針灸訪問治療の停止判断」を一方的に「伝達する」だけのものと してあった。

- ・・・・・という事の不条理への反省を何ら書かず、〇〇指摘を無視するとは!? 憤激に堪えない。
- ▲ 3:嘱託医からの電話指示に対して、「主治医も同意してくれましたか」とか、「副会 長を通じた主治医との同意は取れましたか」、という「当然行なうべき確認」を全く せずに、

そのような確認をする必要性自体、全く念頭に置かずに、安直に〇〇医師の指示に同調して、〇〇さんと鍼灸師さんに「訪問治療停止」を通告・指示した。

- ・・・・という事の不条理への反省が書かれていない。
- ▲ 4:この通告・指示は、「訪問当日になって突然に電話で行なう」という、非礼で冷血 なものだった。

そこには「これによるストレスで病状悪化させてしまうのではないか」、という当然持つべき医療的配慮が欠けるのみならず、社会一般の礼節や常識の感覚すら欠いていた。

- ・・・・という事の不条理への反省を何ら書かず、OO指摘を無視するとは!? ここの部分の無視は憤激に堪えない!
- ▲ 5:針灸治療機関が自主的に考えて「取りやめると回答した」ではなく、あくまでも市が「針灸訪問治療の停止を決定した事を通知して従わせた」のであり、

「針灸治療機関が市の説明を受けて訪問取りやめを判断した」かのような誤魔化しは 書くべきではない。

・・・・・という事の不条理への反省を何ら書かず、OO指摘を無視するとは!? ここの部分の無視は憤激に堪えない!

<⑩の部分>

【〇〇の指摘】

そもそもOOさんは、メールで次のように指摘している。

 $\downarrow\downarrow\downarrow$

また、何度も、OOさんに「OO先生」と話がしたいと言いましたら、何度か電話を保留 されましたが、連絡先を教えてくれませんでした。

何度言っても聞く耳を持ってもらえなかったです。

「OO先生」は、OOにある「OOクリニック」の先生ですかって聞いても回答がもらえませんでした。

■従って、問題とすべきは、

「OOKCは、OOさんが何度問い質しても、『OO先生の正体』を回答拒否した」 という事であり、

なぜこんな、非礼で不当な情報隠しを不利益処分当事者に行なったのか、という事で す。

そして、こんな、非礼で不当な情報隠し対応を「良し」としたのは、誰と誰の判断だったのか、

保護課および保護総務課内で、どういう伝達・指示があったのか?、という事です。 (保護総務課は全く関知していなくて、保護課だけの判断だったのか?)

- ■「必ず記載すべき事実項目」としては、
- (1) OOさんが、何度も「OO先生」と話がしたい(ので連絡先を教えてほしい) と 求めたり、

「OO先生」は、OOにある「OOクリニック」の先生のことですか、 と問い質したりしたにも拘わらず、

担当職員(=OOKC)は頑としてOOさんの要求に応えず、門真市の嘱託医の医院 名も連絡先も教えなかった。

- (2)この回答拒否対応は、OOKCの独断ではなく、OOKCが担当班の仲間や上司に 相談した上で実行されたものである。
 - ・・・・OOKCの電話対応を背後で指示した上司は誰と誰か? この件に保護総務課も関与していたか? 関与したとすれば誰と誰か?
- (3) そもそも保護課職員は、「嘱託医の意見」と密接に関わって業務を行なっている のだから、「嘱託医の氏名・勤務医院・その電話番号や所在地」を即答できるよう にしておく(記載した文書をすぐ見れるようにしておく)のが当然である。

しかるに本件では、OOKCにも、その班にも、保護課や保護総務課にも、そのような「当然の職務意識」が欠如していたので、

「〇〇さんの質問に回答しなくても問題ない」、という対応を行った。

※ そういう「当然の職務意識」をもつどころか、「当事者に嘱託医の氏名・勤務医院・その電話番号や所在地を教えるのは良くない」、という意識を反射的に抱いて 対応した疑いが極めて濃厚である。

▲▲従って、今回の回答案のような、

「今回のケースにおいて、

嘱託医の基本的な情報として医師会会長であることは認識していたものの、 ○○の○○クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来なかったため 不十分な対応となってしまいました。」

という記述は断じて許せない!この期に及んでふざけるのも大概にしろ!と憤激する。

(1)「嘱託医の意見」を錦の御旗にして〇〇さんに「一方的突然の不利益変更」を実施し 7 おきながら、OOさん担当KCが、

「嘱託医が〇〇

の〇〇クリニックの医師

であるか否かは確実な判断が出来なかった」〇〇

で許されるのか!?

- (2) 〇〇さんが再々問い質しても回答拒否した事が、「不十分な対応となってしまい」で 済まされるのか!?
- (3)担当KCが即答できなくとも、ちょっと調べればすぐに判明する事柄であり、回答義 務 のある事柄について、保護課(・保護総務課)ぐるみで回答拒否した事が、

「嘱託医が〇〇の〇〇クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来な かった」

で許されるのか!?

【保護課・保護総務課の 9/16 修正文】

当初、OO様から嘱託医について質問された時点においては、担当CWは嘱託医の名前も 認識していなかったことから、保護総務課職員に確認を行いました。その確認において、 本市医師会会長であることだけがCWに伝わり、その情報をもとに〇〇様への返答がなさ れました。

○○様からの再度の質問については、○○の○○クリニックの医師であるか否かは確実な 判断が出来なかったため即答できず、〇〇様が主治医に確認するという手間をかけてしま うことになってしまいました。

嘱託医の情報については、当然課内で情報共有されているべきものでありますが、この時 点では共有されておらず、また、仮に質問に即答できない場合でも、すぐに確認し折り返 し返信するなどの対応は取るべきであったと考えております。

また、嘱託医について、OO様からの終話として、担当CWは判断してしまい、確認後の

連絡や保護課内の上司への報告等が必要であると認識できておりませんでした。

医療扶助の給付変更について、患者様へ与える影響や客観性等の意識が欠如しており、管理職による周知が徹底できておらず、今回の事態を重く受け止めております。

今後については、管理職や担当者の情報共有を徹底して、主治医への確認を行い、保護課・ 保護総務課が一体的に再発防止に向けて取り組んでまいります。

【改善されていない部分】

先週の〇〇課長らとの面談で、「嘱託医についての情報対応は全て〇〇CWの個人判断で行なったもの」との説明がされた。

そうだとしても、今回の修正文は以下の点でほんんど修正になっておらず、不 誠実である。

▲1:「即日・突然に不利益変更を電話通知する」という、重大な事をするのに、

「担当CWがその不利益変更の正当性の根拠としている嘱託医の名前も立場も医院名も知らないまま (=興味も持たない)」、という、とんでもない無責任感覚に対す る、「そもそもの反省」を書かない、とはどういう事か!?

▲ 2:「嘱託医の情報については、当然課内で情報共有されているべきものでありますが、 この時点では共有されておらず」、とサラリと書いているが、

保護受給患者に対して不利益変更も含んだ様々な重要な医療的指示を行なう「嘱託 医」に関して、

「課内で情報共有されておらず」、とはとんでもない話ではないか!!

よくもこんな実情で保護受給患者に対してあれこれ通告をしてきたものだ。

- ・・・・・これについての誠実な反省を文書に盛り込め!
- ▲ 3: OOCWは「OO医師の勤務先を何度聞かれても回答拒否した」のであり、 決して、

「仮に質問に即答できない場合でも、すぐに確認し折り返し返信するなどの対応は取るべきであった」、

で済まされる話ではない。

問題は、OOCWが、OOさんをクレーマー扱いにする感情を持っていたり、

「まじめに回答しなくてもよい相手だ」と見下す感情を持っていたり、

「嘱託医の勤務先を教えたらまずいのではないか」という、全く誤った「脊髄反射的な情報隠し対応」に走ったことである。

この点の掘り下げを意図的に省いたとしか思えない、今回の修正文は憤激に堪えない

▲「また、嘱託医について、○○様からの終話として、担当CWは判断してしまい、」 の部分、日本語として意味不明。

「終話として」とは??

とりあえず以上です。

今回は誠実な文章を出してくれて、すぐOKできるだろうと思っていたのに、こちらの 指摘をあえて無視した部分が多くあり、怒りを感じざるを得ません。

誠実な対応を望みます。

9/7(木)11:15 〇〇 〇〇

* **********************

- * 〇〇 (門真市議・〇〇「〇〇」) 〇〇〇〇〇
- * OOHP http://www. OOOOO
- * 事務所;大阪府門真市〇〇〇〇〇〇
- * TEL: 00-000-000 FAX: 00-000-000

On Wed, 6 Sep 2017 17:35:17 +0900 (JST)

保護総務課(共用) <<u>○○@city.kadoma.osaka.jp</u>> wrote:

門真市市議会議員 〇〇 〇〇 様

いつもお世話になっております。

先ほどのメールにおいて、誤字があり、修正しましたので、別添のとおり、再送いたしま す。

先ほどのメールを削除いただければ、幸いです。

ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、宜しくお願いいたします。

大阪府門真市役所 保健福祉部

* ***********************

- * ○○ (門真市議・○○「○○」) ○○○○○
- * OOHP http://www. OOOOO
- * 事務所;大阪府門真市〇〇〇〇〇〇
- * TEL; 00-000-000 FAX; 00-000-000
